

※ 機器点検

(1) パッケージ

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

ウ 表示

適正であること。

エ 同時放射区域

同時放射区域の設定、用途及び面積は適正であること。

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

オ 容器弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 機能

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

カ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

キ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正で、かつ、正常に作動すること。

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

オ 加圧用ガス容器等

(ア) 加圧用ガス容器

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

b 表示

適正に設けられていること。

(イ) ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(エ) 容器弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 機能

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

(オ) バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(カ) 圧力調整器

変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、機能が正常であること。

(4) 作動装置

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 手動作動装置

機能が正常であること。

(5) 受信装置

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

オ 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ク 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

サ 火災表示灯等

正常に点灯すること。

シ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(6) 感知部

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 検出方式

同時放射区域ごとに検出方式の異なる2以上のセンサーで構成されていること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ



点検基準

パッケージ型自動消火設備 - 西日本防災システム

ウ 機能障害
機能障害となるものがないこと。
エ 作動等
確実に作動し、かつ、防護区域及び同時放射区域の表示が適正であること。

(7) 選択弁

ア 本体
(ア) 外形
変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。

(イ) 表示
適正であること。

(ウ) 機能
正常であること。
イ 選択弁開放装置

(ア) 外形
変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 機能
端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

(8) 放出導管等

ア 管、管継手及び分岐管
変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具
脱落、曲がり、緩み等がないこと。

(9) 放出口

ア 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 放出障害
放出口の周囲に消火薬剤の放射を妨げるものがないこと。

(10) 非常電源及び配線

別表第二十三、別表第二十四又は別表第二十五に規定する非常電源の点検の基準並びに別表第二十六に規定する配線の点検の基準によること。

※ 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、試験用ガスにより、次の事項について確認すること。

(1) 感知部

機能が正常であること。

(2) 受信装置

任意の感知部を加熱又は加煙した場合に、当該一の感知部が発報することにより火災信号を受信し、警報を発するとともに、同一の同時放射区域の他の感知部が発報することにより作動装置が作動すること。

(3) 作動装置の連動

同時放射区域を二以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、同時に放射できるように連動して作動すること。

(4) 作動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(5) 放出導管

通気状態で漏れがないこと。

(6) 監視盤等

受信装置の移報と連動して表示窓が点灯し、警報音が鳴動すること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

